

※本公募は、国庫補助金の交付決定を前提とした準備手続きであり、国庫補助金の交付決定後に効力を生じるものです。国における審査で否決、若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。
※本委託事業に係る関係機関との調整は、契約締結後に実施するものであるため、公募段階での接触は控えること。

令和8年度てだこ浦西駅交通機能結節強化整備計画策定業務

企画提案募集要領

1 委託業務の内容

「令和8年度てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画策定業務企画提案仕様書」のとおり

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。

共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(4) 沖縄県内に本店又は支店がある法人であること。

(5) 応募者(単体企業・代表構成員)は以下に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上を有さなければならない。

ア 同種業務: 沖縄県における公共交通利用促進、交通拠点または交通結節機能に関して調査・分析等を行い、整備計画等を検討する業務

イ 類似業務: 公共交通利用促進、交通拠点または交通結節機能に関して調査・分析等を行い、整備計画等を検討する業務

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体が発注した業務の実績とする。以下同じ。)

(6) 業務管理責任者は以下に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、業務

管理責任者又は担当者として、実施した業務1件以上を有さなければならない。

ア 同種業務:2(5)アの同種業務と同じ

イ 類似業務:2(5)イの類似業務と同じ

※業務管理責任者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者のことをいう。

(7)業務実施体制について、以下に該当しないこと。

ア 業務の分担構成が、不明確又は不自然。

イ 共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

ウ 主たる部分が再委託予定となっている。

(8)応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行い、代表企業は上記全て、その他構成員は上記(1)～(4)までの要件を満たすこと。

3 提出書類

(1)応募申込書(様式2)

(2)企画提案書(様式3)及び企画提案書(任意様式(A4版 8 ページ以内[表紙含む、両面印刷可]、長辺綴じ)

企画提案は、別添「令和8年度たご浦西駅交通結節機能強化計画策定業務企画提案仕様書」の内容を全て満たすものとし、企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。

ア 業務概要

イ 実施体制、業務スケジュール

ウ 仕様書4. 業務項目2)～6)

エ その他業務の目的を達成する為に必要となる調査や検討事項に関すること

※エについては、必要に応じて記載するものとする。

(3)会社概要書(様式4)

(4)業務実績説明書(単体企業・代表構成員)(様式5)(共同企業体の場合は、代表構成員が作成すること。)

(5)業務実施体制(様式6)

別紙(A4任意様式)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後に協議の上、変更を求める場合がある。

(6)業務実績説明書(業務管理責任者)(様式7)

(7)業務工程表(様式8または任意様式)

(8)見積書(任意様式)

総額 30,000,000 円(消費税[10%]込み)の範囲内で、以下の費目について本業務に係

る経費(追加提案事項含む)を見積もること。この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

- ・直接人件費(「企画提案仕様書 4 業務項目」の項目毎に工数、単価等を記載)
- ・直接経費(電子成果品作成費用等)
- ・その他原価(その他原価=(直接人件費) $\times \alpha / (1-\alpha)$)
- ・一般管理費等(一般管理費等=(業務原価) $\times \beta / (1-\alpha)$)
- ・消費税相当額(単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

※ α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

※ β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(9) 宣誓書(様式9)

(10) 共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書(様式 10)及び共同企業体協定書(任意様式)を1部ずつ提出すること。

4 提出部数

(1) 上記3の(2)～(8)

8部(用紙はA4判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、両面印刷)

(2) その他

1部

5 企画提案書等の提出

(1) 質問票(様式1)

ア 受付期間

公告日～令和8年5月 28 日(木) 16 時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記 Mail アドレスに送付

(必ず担当者に電話で Mail の受信を確認すること。)

送付用 Mail アドレス:ishihash@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

県ホームページにて回答を掲載する。

(2) 様式1以外

ア 受付期間

公告日～令和8年6月8日(月) 16 時

※9:00～17:00(休日、祝日を除く)

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部交通戦略推進課 都市交通推進班 担当:石原
電話 098-894-2616

ウ 提出方法

持参または郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出
(郵送の場合は、必ず担当者に電話で到達を確認すること。)

6 審査について

提案者が3者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、3者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

- ア 企画提案者が多い場合、審査項目に基づく審査により3者程度を選定する。
- イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及び選考の実施)

選考委員会において、提案者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等について、プレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

- ア 審査会場への入場者は3名以内とする。
- イ 審査においては、提出した企画提案者等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ウ プレゼンテーションは、令和8年6月16日(火)予定。
 - ※プレゼンテーションを行う時間帯等については、後日連絡する。
 - ※応募状況等によっては、書面審査に変更することがある。

7 優先交渉者の選定

(1) 優先交渉者の選定方法

選定委員会による審査を経て、選定された第一位企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

(2) 委員会における審査項目

本委託業務企画提案業者選定方法における審査項目による。

(3) 結果の通知

対象者に速やかに通知する。

※審査内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(4) 契約の締結

優先交渉者との協議の上、締結する。

ただし、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位が次点の者を優先交渉者とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。